

【資料1】基本協定書案に対する質問回答

No	タイトル	該当箇所			質問	回答
		頁	項			
1	目的	1	第1条		本協定書における「落札者」とは、SPCに出資を行う代表企業及び構成員全てであり、SPCから直接業務を受託するがSPCへの出資は行わない協力企業は除くものと考えて宜しいでしょうか？	本協定書における「落札者」とは、1社で入札に参加した場合は参加企業、複数の企業によって構成されるグループの場合は代表企業及び構成員であり、協力企業は含みません。
2	目的	1	第1条		落札者の都合により基本協定書の締結にいたらなかった場合における違約金の支払義務の発生の有無は、入札説明書において記載されるのでしょうか。	落札者の都合により基本協定書の締結に至らなかった場合における、違約金の納付義務については入札説明書に示します。
3	目的	1	第1条		本件入札時に応募者グループの構成員(=落札者)でないものが、SPC設立時の出資者になることも想定されていますが、提案時のSPC出資構成と実際の出資構成が異なってしまうことにつき、病院機構様は予め了承されているとの理解でよろしいでしょうか？	提案時の本件SPCの出資構成と、本件SPC設立時の出資構成は、同一であることを前提としておりますので、設立時の出資構成が提案内容と異なる場合には、病院機構様の承諾が必要となります。この点については、基本協定において、本件SPC設立時の当初株主の構成及びその出資額が規定されており(第5条、別紙1)、また、落札者が第三者に本件SPCの株式を処分する場合には病院機構様の承諾が必要とされ、さらに、落札者は、落札者以外の本件SPCの株主をして、当該株主が第三者に対して本件SPCの株式を処分する場合に、事前に書面により病院機構様に通知させるものと規定している趣旨にも合致します。
4	逸脱提案事項の訂正等	1	第3条	2 (1)	提案入札者は要求水準を満たしたことを前提に入札を行います。逸脱提案事項が存在するか否かについては、病院機構様と落札者との十分な協議を経て確認されるべきものと考えます。最終的な判断が「合理的な裁量により」とは言え、病院機構様により決定されるという規定は、本条の4項や5項の費用負担は落札者とするという規定を考慮すると、落札者に過度な負担となる作りとなっていると考えます。逸脱提案事項に関する病院機構様の決定に、落札者が同意しなかった場合は、第7条7の「事業契約を落札者または本件SPCの都合により事業契約を締結しないとき」に該当する可能性もあるという点も含め、当該規定を設定した趣旨についてご教示下さい。	落札者は、本件要求水準を満たしていることを前提に決定されることが原則ですが、事業者提案の中に病院機構提示条件と完全には合致しない事項が存在することが事業契約締結前の段階で判明する可能性も考えられ、第3条は、このような場合を想定した規定です(なお、事業契約締結後において、逸脱提案事項の存在が判明した場合には、事業契約第4条により調整されることとなります。)。そして、病院機構は、合理的な裁量により逸脱提案事項が存在するかについて決定するものとされており(第3条第2項第1号)、本件応募者提案等が逸脱提案事項を含むと判断した場合は、落札者に対し、逸脱提案事項を特定し、そのように判断した理由を明示した上で、書面により通知することとされており(第3項)、さらに落札者に対しては、説明の機会が確保されています(第4項)。従って、必ずしも落札者にとって過度な負担になるものではないものと考えます。 後段については、第7条第7項に該当する可能性があります。
5	逸脱提案事項の訂正等	1	第3条	5	「病院機構に追加費用等が生じた場合」とはどのような費用が想定されるのか例示願います。	逸脱提案の確認にあたり、病院機構が外部専門家に業務を委託した結果発生する調査費や報酬等を想定しています。
6	逸脱提案事項の訂正等	1	第3条	6	落札者が本件SPCや第三者をして行為を履行させる、との規定ですが、このような規定は、落札者としての、SPCや第三者の業務履行を「保証」することに等しくなり、落札者のオフバランスの観点から、対応が困難であると考えます。業務の履行に関する規定はPFIの趣旨に従い、あくまで病院機構様と本件SPCとの間で締結される事業契約の中で規定されるべきものと考えますが、お考えにつきご教示下さい。	PFI事業の実施については、病院機構及び本件SPC間の事業契約において規定され、本条項は、本件SPCや第三者が履行すべき義務について落札者に保証させる趣旨ではありません。あくまでも、落札者が本件SPCに対して出資するという観点から責任を負うべきであると社会通念上考えられる合理的な範囲で落札者に義務を負担させる趣旨の規定です。
7	逸脱提案事項の訂正等	1	第3条		『逸脱提案事項』とは、本件応募者提案等に記載された内容のうち、病院機構提示条件に合致しない事項をいう。』とあり、また、『病院機構提示条件』とは、本件入札説明書等に記載された、本件要求水準その他の本件事業の遂行に際して、本件SPC、落札者、受託企業その他の関係当事者が遵守しなければならない条件として、病院機構が提示したものをいう。』とありますが、上記定義に基づくと、逸脱提案事項が含まれている提案を行った応募者が本件事業を落札するケースが有り得るといえるのは考えがたいと思われそうですが、病院機構様としてどのようなケースを想定されているか、ご教示願います。	ご指摘のとおり、逸脱提案事項が含まれている提案を行った応募者が本件事業を落札するケースは考えにくいですが、落札者としての審査基準を満たしつつも、軽微な点や解釈が分かれるような点において合致しない事項が判明したようなケースを想定しています。

【資料1】基本協定書案に対する質問回答

8	逸脱提案事項の訂正等	1	第3条		『「逸脱提案事項」とは、本件応募者提案等に記載された内容のうち、病院機構提示条件に合致しない事項をいう。』とあり、また、『「病院機構提示条件」とは、本件入札説明書等に記載された、本件要求水準その他の本件事業の遂行に際して、本件SPC、落札者、受託企業その他の関係当事者が遵守しなければならない条件として、病院機構が提示したものをいう。』とありますが、上記定義に基づくと、逸脱提案事項が含まれている提案を行った応募者が本件事業を落札するケースがありうるというのは考えがたいと思いますが、病院機構様としてどのようなケースを想定されているのでしょうか？	No.7を参照してください。
9	逸脱提案事項の訂正等	1	第3条		本条では「逸脱提案事項」に関する記載がありますが、そもそも入札提案に当該事項が存在した場合は、「要求水準未達」として失格になるのではないのでしょうか？このような規定を設けた趣旨をご教示下さい。	ご指摘のとおり、基本的には、本件応募者提案等に逸脱提案事項が含まれている場合には、基準を満たさないものとして失格となりますが、本条は、落札者としての審査基準を満たしつつも、病院機構が提示する事項や解釈が分かれるような事項が判明したようなケースを想定しています。
10	逸脱提案事項の訂正等	2	第3条	7	「病院機構様提示条件及び本件応募者提案等に基づき、その内容を確定することが困難な事項がある場合、…病院機構が合理的な裁量により…決するものとする。」との規定となっておりますが、このような状況の場合には、双方合意のうえ、事業契約協議を進めることが官民パートナーシップによるPFIにおけるあるべき形と考えます。第7条7項の事業契約を締結しない事由との関連もございまして、落札者に過度な負担を強いる可能性もあります。お考えについて、改めてご教示下さい。	No.4を参照してください。
11	特別目的会社の設立等	2	第4条	2	SPCの資本金を5千万円以上と義務付ける理由についてご教示ください。	事業規模等を勘案し決定しました。
12	特別目的会社の設立等	2	第4条	2	『本件SPCは、資本金を5千万円以上とし、』とありますが、この金額には何か特定の意図又は根拠等がありますでしょうか？	
13	特別目的会社の設立等	2	第4条	2	「資本金[5千万]円以上」との記載があります。括弧書きになっておりますが、5千万円以上という条件が付される(5千万円以上であれば良い)という理解でよろしいでしょうか？	資本金については5千万円以上であれば、事業者のご提案に委ねます。
14	特別目的会社の設立等	2	第4条	4	『最終の会計年度の終期は事業期間の終了日とする。』とありますが、この記載の場合、事業期間の終了日にSPCを清算する必要があると思われるので、『最終の会計年度の終期は、事業期間の終了日以降とする。』としていただけないでしょうか？	最終の会計年度の終期とSPCの清算を行う期間は異なりますので、原案のとおりとします。
15	株式の譲渡等の制限	2	第6条	1	落札者以外の本件SPCの株主による本件SPCの議決権株式の譲渡にあたっては、病院機構様の事前の書面による承諾は必要ないとの理解でよろしいでしょうか？	同条後段に規定してあるように、落札者は、落札者以外の本件SPCの株主をして、当該株主が第三者に対してその保有する本件SPCの議決権株式を譲渡その他の方法により処分する場合には、事前に書面により病院機構に通知させるものとします。
16	事業契約の締結	2	第7条	1	第7条本項において「落札者は本件SPCをしてかかる努力をさせるものとする。」とありますが、本項の1号、2号の規定は「本件SPCをして…させる」との規定となっております。7条1項1号及び2号の規定はあくまで「落札者の努力規定」であるとの理解でよろしいか、確認させて下さい。	第7条第1項柱書において、本件事業契約の締結が実現するように落札者は本件SPCをして努力させるものと規定されており、当該柱書規定自体は、本件SPCをして努力させるものとする規定に留まりますが、そのための手段の例示として具体的に規定する第1号及び第2号については、落札者の義務規定となります。
17	事業契約の締結	3	第7条	2	「落札者は、本件SPCとともに、…一体として行動するものとする。」との規定となっておりますが、当該規定は、落札者の本件SPCの行為の履行を保証することを意味する可能性があり、オフバランスの観点から、落札者に過度の負担を強いる可能性があります。民間企業としてのオフバランスニーズをご理解のうえ、ご趣旨について、ご教示下さい。	第7条第2項は、本件SPCの履行すべき義務について落札者に保証させる趣旨ではありません。あくまでも、落札者が本件SPCに対して出資するという観点から責任を負担すべきであると社会通念上考えられる合理的な範囲において、本件事業契約の締結に向けて落札者に責任を負わせる趣旨の規定です。
18	事業契約の締結	3	第7条	3	「本件事業の入札手続における審査委員会及び病院機構の要望を尊重する」とは、具体的にどんな内容を想定されているのかご教示願います。	現時点において具体的な内容を特に想定しているわけではありませんが、例えば審査講評において逸脱提案事項の指摘があった場合等を想定しています。
19	事業契約の締結	3	第7条	4	病院機構様で、本件事業契約締結に関し必要となる手続きには、具体的にはどのようなものが想定されるのでしょうか？	理事会での承認が必要です。

【資料1】基本協定書案に対する質問回答

20	事業契約の締結	3	第7条	5		『落札者は、本件SPCをして、病院機構に対し、本件事業契約の締結に先立ち、(中略)、本件事業契約に定める施設整備費等の100分の10に相当する額の契約保証金を納付させるものとする。』とありますが、本件事業契約の締結前に本件事業契約に定める施設整備費等を定義づけることは不可能と思われるので、『落札者が本件応募者提案等に記載した施設整備費等』にしたほうがいいのではないのでしょうか？	原案のとおりとします。
21	事業契約の締結	3	第7条	5		「大阪府立病院機構契約事務取扱規程」の提示を願います。	[別紙3]を参照してください。
22	事業契約の締結	3	第7条	5	(1)	履行保証保険契約の締結及び当該保険証券の提出時期について「本件事業契約の締結に先立ち」となっておりますが、過去のPFI事例からも当該保証保険契約の締結につきましては事業契約締結が前提となると思料致しますので、当該提出時期を「本件事業契約締結後直ちに」に変更いただきたくお願い致します。	訂正します。[別紙1]を参照してください。
23	事業契約の締結	3	第7条	5	(1)	履行保証保険契約の締結は、その対象となる契約が存在しないと締結はできません。「本件事業契約の締結に先立ち」とありますが、現実に対応は困難であると考えます。「事業契約後、お考えをご教示下さい。	
24	事業契約の締結	3	第7条	5	(2)	履行保証保険契約の締結は、その対象となる契約が存在しないと締結はできません。「本件事業契約の締結に先立ち」とありますが、現実に対応は困難であると考えます。「事業契約後、お考えをご教示下さい。	
25	事業契約の締結	3	第7条	5	(2)	契約保証金の納付に代わりSPCによる履行保証保険の付保にて対応させていただく場合の保障期間は調査・対策業務開始から移転引越し業務の完了までとの理解でよろしいですか。	施設整備関連業務期間を保険期間とする必要があります。施設整備関連業務期間については、基本協定書案 別表 定義 3を参照してください。
26	事業契約の締結	4	第7条	5	(3)	～ に「甲」の記載がありますが、「病院機構」の間違ったと思われるので、修正をお願いいたします。	訂正します。[別紙1]を参照してください。
27	事業契約の締結	4	第7条	5	(3)	銀行または甲が確実と認める金融機関の保証について、大阪府病院機構殿が確実と認める金融機関の基準等についてご教示願います。	基本協定書案第7条第5項第3号 を参照してください。
28	事業契約の締結	4	第7条	7		「落札者又は本件SPCの都合により本件事業契約を締結しないとき」とは、どのようなケースを想定されているのかご教示願います。	本件事業における落札者の一方的な都合により事業契約を締結しない場合等を想定しています。
29	事業契約の締結	4	第7条	7		「本件事業の入札行為に関して落札者が遵守すべき義務の違反」とありますが、「遵守すべき義務」の具体的内容をご教示ください。また例えば、落札者の構成員が、本件以外の事案が原因で、大阪府建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受け、そのことを理由として本件事業契約が締結されなかった場合は、第7条第7項の規定が適用されるのでしょうか。	前段については、本件事業の入札行為に関して、落札者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び刑法に抵触する行為を行った場合等を想定しています。 後段については、第7条第8項の規定が適用されます。 なお、具体的な基準につきましては、[別紙4]を参照してください。
30	事業契約の締結	4	第7条	7		違約金の趣旨は理解しますが、その金額が過大であり、入札検討の大きな課題となると考えますが、このような違約金規定(金額の大きさ)をされて理由(趣旨)についてご教示下さい。	落札者が資格要件を満たさなくなったことにより、契約を締結しなかった場合、原則的には、再入札手続等に必要な費用として、落札価格の1000分の2を違約金として徴収することとしております(第7条第8項)。 しかしながら、第7条第7項に規定する本件事業の入札行為における義務違反等により契約を締結しなかった場合については、悪質と考え、上記違約金の10倍の額を徴収することを考えております。
31	事業契約の締結	4	第7条	8		本件入札説明書第3に規定する要件を満たさないことが判明したことにより事業契約を締結しなかった場合の違約金は1000分の2とありますが、その要件についてご教示ください。	[別紙4]を参照してください。
32	事業契約の締結	4	第7条	8		「本件入札説明書第3に規定する要件」の具体的内容をご教示ください。	
33	事業契約の締結	4	第7条	8		「本件入札説明書第3に規定する要件」との表現がありますが、具体的に入札説明書のどのような要件に関する規定なのかご教示願います。	

【資料1】基本協定書案に対する質問回答

34	事業契約の締結	4	第7条	8		違約金の趣旨は理解しますが、その金額が過大であり、入札検討の大きな課題となると考えますが、このような違約金規定(金額の大きさ)をされて理由(趣旨)についてご教示下さい。尚、「本件入札説明第3に規定する要件」をご教示下さい。	前段については、No.30を参照してください。後段については、No.31を参照してください。
35	事業契約の締結	4	第7条	8		平成18年10月10日公表実施方針13頁(4)入札書類の受付日以降の取り扱いのイにおいて、「当該入札参加者等が構成員等である場合、入札参加資格を満たしていることが確認できたときは病院機構の裁量により当該変更を認める」との記載がありますが、例えば、落札者決定日から事業契約締結日までに構成員等が入札参加資格を満たさなくなった場合に、当該構成員等に変わる新たな構成員等が存在せず、結果として事業契約が締結できなかった場合は、本協定書第7条8項の規定が適用されると考えて宜しいでしょうか？それとも本協定書第7条7項(落札者の都合により本件事業契約を締結しないとき)の規定が適用されるのでしょうか？ご教示ください。	構成員等が入札参加資格を満たさなくなったために、本件事業契約を締結できなかった場合には、「本件入札説明書第3に規定する要件を満たさないことが判明した」場合として、第7条第8項の規定が適用されます。
36	事業契約の締結	4	第7条	10		『落札者は、本件SPC及び本件SPCから本件事業の一部の委託を受け、又は請け負った者をして、本件事業を誠実に実施させなければならない。』とありますが、『但し、本件SPC設立後は、落札者の本件SPCから本件事業の一部の委託を受け、又は請け負った者をして、本件事業を誠実に実施させる義務を本件SPCに承継するものとする。』と追記していただけないでしょうか？	第7条第10項は、落札者が本件SPCの出資者であるという観点から落札者が責任を負担すべきと社会通念上考えられる合理的な範囲における責任を定める趣旨の規定にすぎないため、ご提案の但書部分については、特に追記する必要はないと考えます。
37	事業契約の締結	4	第7条	10		『落札者は、本件SPC及び…請け負った者をして、実施させなければならない。』との規定となっておりますが、当該規定は落札者の本件SPCや請負者の行為の履行保証と看做される可能性が高いため、オフバランスの観点から、応募検討の大きな課題となると考えます。民間企業の事情をご理解頂いたうえで、お考えにつき、ご教示下さい。	第7条第10項は、落札者が本件SPCの出資者であるという観点から落札者が責任を負担すべきと社会通念上考えられる合理的な範囲における責任を定める趣旨の規定にすぎず、本件SPC及び本件SPCからの委託を受けた者又は請け負った者の履行保証までを落札者に負担させる趣旨ではありません。
38	準備行為に関する費用負担	5	第8条	3		『別途書面による合意がある場合～本件事業の業務に関して既に支出した費用等については、当該合意に従うものとする。』とのことですが、合意の主体(病院機構殿、落札者、本件SPCなど)と、具体的に想定する合意の事例があればご教示願います。	合意の主体は、病院機構及び落札者若しくは本件SPC又は病院機構、落札者及び本件SPCが考えられます。特に具体的な合意を想定しているわけではなく、ケースバイケースであると考えています。
39	株主間契約等の締結	5	第9条	1		基本協定書の規定、病院機構提示条件及び本件応募者提案等の内容の遵守が確保されるために必要又は相当として病院機構殿が満足する内容と形式であれば、株主間協定の様式等は任意であると解釈してよろしいですか。	お示しのとおりです。
40	株主間契約等の締結	5	第10条	1		『落札者を構成する者以外の当初株主』とは、『落札者以外の本件SPC株主』と同義と解釈して宜しいでしょうか？	『落札者を構成する者以外の当初株主』とは、1社で入札に参加した場合は参加企業、複数の企業によって構成されるグループの場合は代表企業及び構成員以外の本件SPC設立時の株主です。
41	株主間契約等の締結	5	第10条	1		『病院機構が満足する内容及び形式の株主間契約又はその他の契約を…』とありますが、具体的にどのような書式、もしくはどのような内容の諸契約を想定されているのか、ご教示願います。	落札者を構成する者以外の当初株主がどのような者であるか、又本件応募者提案等がいかなる内容であるか等によって株主間契約又はその他の契約の内容は異なり、ケースバイケースであると考えます。基本的には、本件事業を遂行するために株主間で定めておく必要があると考えられる事項を規定することになります。
42	株主間契約等の締結	5	第10条	1		『病院機構が満足する内容及び形式の株主間契約又はその他の契約を。』とありますが、具体的にどのような内容及び形式の諸契約を想定されているのか、ご教示ください。	
43	株主間契約等の締結	5	第10条	2		『病院機構が満足する内容及び形式の契約』は、代表企業及び構成員間であれば「株主間契約」が該当するものと考えますが、この他に、SPCと代表企業及び構成員以外の協力企業等の中で同様の契約を締結するものと解釈して宜しいでしょうか？また、具体的に想定されている契約内容・形式等がございましたらご教示ください。	本件事業の遂行のために必要と認められる契約であれば、適宜締結することになると考えられます。
44	株主間協定等の締結	5	第10条			本条1項及び2項において「病院機構が満足する内容及び形式の…」との規定がございますが、これは、各協定や契約の締結前に、事前に内容につき、病院機構様の内容承諾を頂く必要があるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、ご承諾はご提示からどれくらいの期間で頂けると考えればよろしいでしょうか？契約締結日程は事業の遂行に影響がありますので、ご教示下さい。	株主間契約等の締結に当たっては事前に病院機構に契約内容を提示していただき、内容確認を求めます。確認に要する期間については、病院機構内部での手続きによりますので、現段階ではお示しできません。

【資料1】基本協定書案に対する質問回答

45	契約期間	6	第12条	2	<p>本項では、本条第1項の規定に関らず、有効期間満了後も本件事業契約の期間満了まで存続する条項が列挙されておりますが、落札者が辞退もしくは、事業契約自体が締結されない状況においても存続させるには無理がある条項が多数(2条、3条、5条、6条、7条、8条、9条、10条、13条、14条)含まれていると存じます。「本件事業契約締結」と「本件事業契約が締結されないこと、若しくは解除」の場合分けの整理が必要かと存じます。ご検討のうえ、お考えをご教示下さい。</p>	<p>特に場合分けをしただけで規定しなくても、適用されるか否かについては明確であり、訂正する必要はないと考えます。</p>
46	定義	14			<p>「本件病院施設等」など、本文に記載のない用語について定義する必要はあるのでしょうか？</p>	<p>「本件仮病棟等」、「本件既存病院施設」及び「本件病院施設等」の用語については、本文中において使用されていないため定義から削除します。</p>